東京都北区商店街顧問アドバイザー派遣制度実施要綱

平成29年1月5日 28北地産第2687号

(目的)

第1条 この要綱は、区内商店街に、商店街運営や商業全般に関する知識及び技能を有する者を派遣し、商店街運営の改善方法等を提案する等、役員会の活動をサポートすることにより商店街の活性化を図り、ひいては近隣消費者の利便性を向上させることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「商店街」とは、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
- (1) 区内の一定区域(以下「当該区域」という。)で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
- (2) 社会通念上、消費者により、まとまった買い物の場として認識されていること。
- (3) 当該区域に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。

(派遣先)

- 第3条 東京都北区商店街顧問アドバイザー(以下「顧問アドバイザー」という。)は、 経営の改善に意欲がある商店街に派遣するものとする。
- 2 前項の規定に基づく派遣の件数は、毎年度、予算の定める範囲内とする。

(派遣の申請)

- 第4条 顧問アドバイザーの派遣を希望する商店街(以下「派遣希望商店街」という。) は、毎年度、区長が定める期日までに、東京都北区商店街顧問アドバイザー派遣申請書 (別記第1号様式。以下「派遣申請書」という。)を区長に提出しなければならない。
- 2 派遣申請書には、区長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(派遣の決定)

- 第5条 区長は、派遣申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、派遣することを 適当と認める場合には、東京都北区商店街顧問アドバイザー派遣決定通知書(別記第2 号様式。以下「派遣決定通知書」という。)により、派遣することに決定した旨を派遣 希望商店街に通知するものとする。
- 2 区長は、前項の規定による審査の結果、派遣することが適当でないと認める場合には、 その理由を付して、東京都北区商店街顧問アドバイザー非派遣決定通知書(別記第3号 様式)により、派遣しないことに決定した旨を派遣希望商店街に通知するものとする。

(顧問アドバイザーの人選)

第6条 前条第1項の規定に基づき派遣決定通知を受けた商店街(以下「派遣先」という。) は、顧問アドバイザーの中から、希望する者を人選することができる。 (派遣の条件)

- 第7条 区長は、顧問アドバイザーの派遣決定をする場合には、次に掲げる条件を付すものとする。
 - (1) 派遣先の代表者は、誠意をもって、顧問アドバイザーの職務に協力すること。
 - (2)派遣先の代表者は、診断報告書で提案した事項についてはその実現に努めること。
 - (3)派遣先の代表者は、診断報告書の内容について、更に検討を加えたいときは、改めて、顧問アドバイザーと委託契約を締結すること。
 - (4)派遣先の代表者は、区長が診断報告書の内容の全部又は一部を事例集として公表するときは協力すること。

(顧問アドバイザーの職務)

- 第8条 顧問アドバイザーの職務は、次のとおりとする。
- (1) 商店街の活動状況に関する相談及び提案
- (2) 財務情報のチェック
- (3) 商店街の経営状況の診断
- (4) 改善方法の提案
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が定めた事項
- 2 顧問アドバイザーは、前項の職務を行う場合には、あらかじめ区長と委託契約を締結しなければならない。
- 3 区長は、顧問アドバイザーが商業施設の企画等を業務とする法人に属するときには、 前項の規定に基づく委託契約の締結に際し、当該法人を顧問アドバイザーとみなすこと ができる。
- 4 顧問アドバイザーの資格要件は、別に定める。

(派遣の費用及び回数)

- 第9条 前条第1項の顧問アドバイザーの職務に係る費用は、区が負担するものとする。
- 2 前項の費用は顧問アドバイザーの派遣1回につき2万円とする。ただし、消費税は含まないものとする。
- 3 各派遣先に対する当該派遣回数の上限は、別に定める。

(診断報告書)

- 第10条 顧問アドバイザーは、第8条第1項の職務について、派遣先の代表者及び区長 に、中間報告及び結果報告に係る診断報告書を提出するものとする。
- 2 前項の診断報告書の様式は、別に定める。

(顧問アドバイザーの登録)

- 第11条 商業施設の企画等に関する知識及び技能を有する者で、顧問アドバイザーの指定を受けたい者は、東京都北区商店街顧問アドバイザー登録申請書(別記第4号様式)を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の顧問アドバイザー登録申請書の提出を受けたときは、その内容を審査 し、適切であると認めた場合には、東京都北区商店街顧問アドバイザー登録通知書(別

記第5号様式。以下「登録通知書」という。)を交付するものとする。

(登録の取消し)

- 第12条 区長は、顧問アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合には、東京都 北区商店街顧問アドバイザー登録取消通知書(別記第6号様式)により、登録を取り消 した旨を顧問アドバイザーに通知するものとする。
 - (1)過去5年間に顧問アドバイザー派遣実績がないとき。
 - (2) 派遣先との派遣をめぐるトラブルがあったとき。
 - (3) 登録通知書に定める遵守事項に違反したとき。
 - (4) 傷病等により顧問アドバイザーとしての業務が遂行できないとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が顧問アドバイザーとして不適格と認めたとき。

(秘密を守る義務)

第13条 顧問アドバイザーは、第8条第1項の職務の内容について、第三者に漏らして はならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年1月5日から施行する。

付 則(令和4年1月13日3北地産第2694号副区長専決)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。